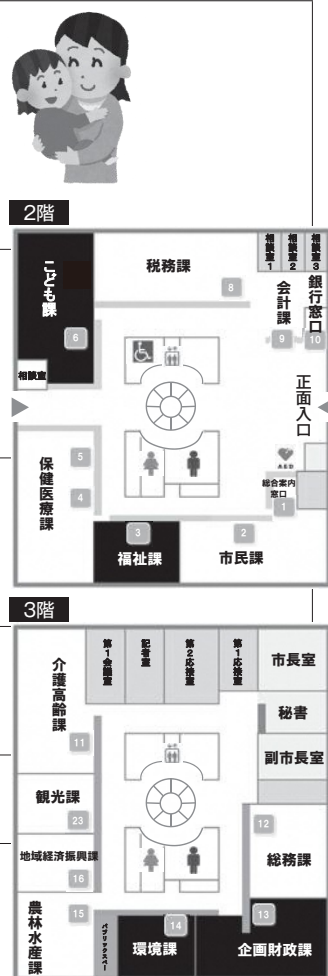


4月から行政組織が一部変更になります

4月1日から子育て支援と、きめ細かな相談業務体制を強化するために「こども課」を新設するなど、行政組織の見直しや配置場所が次のとおり変更になります。

特に福祉部門においては、担当窓口も変更になりますのでご注意ください。

変更前	変更後	場所	主な業務内容
福祉課	こども課	2階	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成事業に関すること。 児童手当、児童扶養手当に関すること。 保育園、学童保育所に関すること。 家庭児童相談室に関すること。 ことばとこころの相談室に関すること。
	福祉課	2階	<ul style="list-style-type: none"> 福祉総合相談窓口に関すること。 障がい者福祉に関すること。 生活保護に関すること。 民生委員児童委員に関すること。
財政課 政策推進課	企画財政課	3階	<ul style="list-style-type: none"> 財政、財産、入札および契約に関すること。 重要政策の企画および調整に関すること。 広報広聴および統計調査に関すること。
環境課（場所の変更）		3階	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全および公害対策、廃棄物の処理に関すること。
自治振興課（場所の変更）		5階	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働の推進、公共交通に関すること。



※現在の政策推進課所管の情報政策業務は、総務課の所管になります

●問い合わせ 総務課人事管理室 ☎53-2111 (内線3120)

農業委員会事務局が神林支所へ移転します

4月1日から、農業委員会の窓口対応を充実させるため、市役所本庁3階の事務局が神林支所1階旧会計室に移転します。農地に関する相談業務は移転後の事務局にお越しください。なお、市役所本庁農林水産課内には、新たに農業委員会村上事務局を設置し、簡易な手続きや連絡などの業務を行います。

●農業委員会事務局（直通 ☎66-6120）

